

## 令和8年度介護人材確保に向けた拠点構築事業企画提案公募実施要領

### 1 事業の目的

生産年齢人口が減少し、介護現場の人手不足が指摘されている中で、介護現場の生産性向上に係る取組みを推進する必要があります。

介護現場の生産性向上に係る取組みとは、介護テクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくための取組みです。多様な関係者とも連携しながら、地域全体で取組を推進していく必要があります。

このため、県が主体となって、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施、介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組みを行うことにより、介護現場における生産性向上を推進することを目的とします。

加えて、介護職員が安心して働くことができるよう、利用者や家族からのカスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談支援を行うことにより、介護職員の離職を防止し、職場定着を図ります。

また、介護職員の資質の向上と人材の確保・定着を図ることを目的として、新人介護職員を対象とした研修、中堅介護職員研修及び管理者研修を行います。

### 2 業務の内容

- (1) 介護現場革新会議の開催・運営
- (2) 介護生産性向上総合相談センターの運営
- (3) 介護職員を対象とした研修

※詳細は別添「令和8年度介護人材確保に向けた拠点構築事業委託業務仕様書」を参照すること

### 3 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 4 事業予算規模

15,220,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。た

だし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県の県税に滞納のない者。
- (5) 香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者

※複数の事業者が共同で請け負う共同企業体での応募も認めます。その際、応募者は、共同企業体の代表者とします。この場合、共同企業体を構成する全ての企業が(1)から(4)を満たし、かつ、共同企業体の代表者が(5)を満たす必要があります。

## 6 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 「令和8年度介護人材確保に向けた拠点構築事業」応募意思表明書(様式1)及び応募資格要件に適合することを証明する書類(以下「応募意思表明書等」という。)を持参、郵送又は電子メール(期間内必着)により提出してください。なお、香川県税の納税証明書については、持参又は郵送により提出してください。ただし、香川県税の納税証明書については、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者(任意団体など)は提出不要です。

### 【持参の場合】

(受付期間) 令和8年3月31日(火)から4月10日(金)まで  
(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(提出先) 香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ  
県庁本館17階(高松市番町四丁目1-10)

### 【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年3月31日(火)から4月10日(金)17:15まで

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、4月14日(火)までに応募資格の確認結果を書面で通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。
- (4) 応募意思表明書提出後に提案を辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出してください。

## 7 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたり、説明会は開催しません。

## 8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類(電子データを含む。)が整わなかったと

き。

- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書等が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 9 質問の受付及び回答方法

(1) 本業務に係る質問がある場合は、質問票(様式3)を電子メールにより提出してください。

【受付期間】令和8年3月31日(火)から4月10日(金)17:15まで

【提出先】香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ

電子メール: choju@pref.kagawa.lg.jp

(2) 受け付けた質問については取りまとめ、応募資格要件に適合する者全員に4月14日(火)までに電子メールで回答します。

また、下記15の場所において閲覧に供します。

## 10 応募書類の提出方法等

(1) 応募資格要件に適合した者は、企画提案書等を持参、郵送又は電子メール(期間内必着)により提出してください。

### 【持参の場合】

(受付期間) 令和8年4月15日(水)から4月21日(火)まで

(持参の場合は、土・日曜日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(提出先) 香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ

県庁本館17階(高松市番町四丁目1-10)

### 【郵送または電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年4月15日(水)から4月21日(火)17:15まで

(応募書類)

#### ① 企画提案書 7部(持参又は郵送の場合)

1部は法人名を記載し、残り6部は法人名等を特定できないようにする。

企画提案書の様式は自由とするが、A4判、片面印刷で40ページ以内とする。

(電子メールの場合は法人名の記載のある企画提案書を1部、法人名等を特定できない企画提案書を1部提出すること。)

#### ② 見積書 7部(持参又は郵送の場合)

1部は責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載し、残り6部は法人名等を特定できないようにする。

(電子メールの場合は法人名の記載のある企画提案書を1部、法人名等を特定できない企画提案書を1部提出すること。)

#### ③ 決算状況を明らかにする書類(直近1年間) 1部

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は、次の点に留意して記載してください。

- ① 企画提案書の内容は具体的なものとし、その効果についてもできるだけ詳細に記載すること。
- ② 記載にあたっては別添「令和 8 年度介護人材確保に向けた拠点構築事業委託業務仕様書」及び「令和 8 年度介護人材確保に向けた拠点構築事業受託者審査基準」を参照すること。
- ③ 提案内容が「令和 8 年度介護人材確保に向けた拠点構築事業受託者審査基準」のどの項目に該当するか容易に判断できるようにすること。
- ④ その他効果的な取組みがあれば提案すること。

[事業内容]

- ① 介護現場革新会議の開催・運営
- ② 介護生産性向上総合相談センターの運営
- ③ 介護職員を対象とした研修

[事業の管理]

- ① 実施体制・進行管理

事業実施に必要な人員・組織体制について記載すること。

全体のスケジュール及びその進行管理方法、状況報告の実施方法を記載すること。

- ② 事業実績等

委託事業を適切に実施するに十分な過去の実績等があれば記載すること。

[経費]

- ① 当該業務に必要な経費の概算額を記載すること。
- ② 事業内容ごとに記載すること。
- ③ 一般管理費とその他の必要経費を区分して記載すること。

11 選定方法

応募書類提出後、応募者によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは、企画提案書に基づき説明することとし、機材等の使用は認めません。1 事業者あたりの持ち時間は 20 分（予定）とし、事業説明終了後に委員が質問を行います。

選定にあたっては企画提案書及びプレゼンテーションの内容について選定委員会において審査の上、契約の候補者を選定します。

（日 時）令和 8 年 4 月 27 日（月）（予定）

日時、場所については、応募資格要件に適合した者に後日通知します。

（審査結果の通知）審査結果は応募者全員に通知します。

令和 8 年 4 月 28 日（火）（予定）

12 審査基準

- (1) 「令和 8 年度介護人材確保に向けた拠点構築事業受託者審査基準」に基づき選定委員会の委員が審査し、各委員の最高得点を最も多く獲得した企画提案者を契約の候補者として 1 者選定します。
- (2) (1) によりがたい場合は、得点が概ね 60 点以上の者のうち、各委員の得点の合計が最も高い企画提案者を契約の候補者として 1 者選定します。
- (3) 評価の結果、評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を候補者として選定します。
- (4) 企画提案者が 1 者のみの場合は、各委員の得点が概ね 60 点以上であることを前提として、委員の合議により契約の候補者を選定します。

### 13 契約

- (1) 業務仕様書は、提案された企画内容を基本とし、県と契約の候補者との協議により最終確定した上で契約を締結します。なお、協議が整わなかった場合は、選定委員会の審査結果においてその評価が次に高い応募者との協議を行います。
- (2) 香川県会計規則第 149 条に基づき、契約保証金の納付を求めることがあります。
- (3) この公募実施要領に基づく契約の概要は、香川県のホームページで公表します。

### 14 留意事項

- (1) 提出された応募書類の取扱は次のとおりとします。
  - ① 提出された応募書類は選定のみを使用する。
  - ② 提出された応募書類は返還しない。
  - ③ 県が必要と認めるときは、追加の資料の提出を求めることがある。
- (2) 応募及び企画競争参加に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 本要領に示した応募資格がない者、応募書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

#### (4) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の履行において、原則、一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとします。

ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができるものとします。

#### (5) 個人情報の取扱い等

受託者が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の保護に万全を期してください。

#### (6) 業務上知り得た秘密の保持

業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後においても同様とします。

### 15 応募・照会先

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ 担当：長澤

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

TEL：087（832）3267

FAX：087（806）0206

電子メール：[choju@pref.kagawa.lg.jp](mailto:choju@pref.kagawa.lg.jp)